

第2 本事業の概要

1 事業名

滋賀県衛生科学センター整備事業

2 事業用地の概要

本施設の概要は以下のとおりである。なお、詳細については、要求水準書等を参照すること。

項 目	概 要
事業計画地	滋賀県草津市笠山七七丁目4番43号
事業敷地面積	3,430 m ² (口腔衛生センター部分を含めた面積:5,307 m ²)
地域地区等	第1種住居地域(指定建ぺい率 60%/容積率 200%)
建ぺい率	60%
容積率	200%
その他	埋蔵文化財包蔵地外(「文化財保護法」)

本事業は、草津市開発事業手引き(令和6年4月)に従い、敷地の区画分割のみでは開発行為に該当しない。

3 施設概要

(1) 施設整備方針

令和5年7月「滋賀県衛生科学センター整備基本計画」を参考に、「健康危機管理事案に最先端の知見で迅速に対応できる地域に開かれたセンター」をコンセプトとしてセンターを整備する。

(2) 施設規模

項 目	概 要
建物用途	事務所(研究所)
工事種別	新築
建物階数	地上4～5階
延べ面積	約 3,600 m ² 以上(3,800 m ² 以下)
建物構造	鉄筋コンクリート造、鉄骨造または鉄骨鉄筋コンクリート造
付属施設	駐輪場上屋、廃棄物置場、平面駐車場

後5時まで(ただし、持参の場合は正午から午後1時までを除く)(必着)

(2) 提出方法

「提出書類について・技術提案書作成要領」(A-03)に示す書類を提出すること。

持参または郵送によるものとする。(配達記録が残る方法に限るものとし、受付期間内に必着すること。)提出先は第28のとおり。

7 入札保証金の納付等に係る書類の提出

(1) 受付期間

令和7年6月17日(火)から令和7年7月15日(火)まで(土曜日および日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く)(**必着**)

(2) 提出方法

持参によるものとし、他の方法による提出は受け付けない。

提出先は第28のとおり。

8 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格の確認結果は、資格審査書類を提出した入札参加希望者に対して、令和7年8月22日(金)までに書面により通知する。

9 入札に参加する要件がないとされた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、次のとおり、県に対して入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。

(1) 提出方法

様式は自由とする。(ただし、代表構成員の代表者印を要する。)

持参または郵送によるものとする。(配達記録が残る方法に限るものとし、提出期間内に必着すること。)提出先は第28のとおり。

(2) 提出期間

令和7年8月29日(金)午後5時まで(土曜日および日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(ただし、持参の場合は正午から午後1時までを除く)(必着)

(3) 理由説明への回答

県は説明を求められた場合、令和7年9月5日(金)までに説明を求めた参加表明書の提出者に対して書

面により回答する。

1 0 要求水準書等に関する質問の受付

要求水準書等に記載した内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

公告日から同年令和7年7月29日(火)正午まで(必着)

(2) 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、「入札説明書等・要求水準書等に関する質問書」(様式 B-01)に必要な事項を記入の上、電子メールで提出すること(文書形式は Microsoft-Excel とする)。また、件名に「要求水準書等質問」と表記すること。口頭または電話による質問は受理しない。

なお、メールを送信後、速やかに電話等で当該メールの着信確認を行うこと。

提出先は第2 8のとおり。

1 1 要求水準書等に関する質問への回答の公表

第 45 5のとおり。

1 2 個別対話の実施

本事業に対する理解を深め、技術提案の検討の方向性や具体化への一助となることを目的に、本事業の提案に関する全般な事項を対象とし、**参加要件の確認を受けた**入札参加**希望**者を対象に個別に対話を実施する。

入札参加者は、動線計画、配置計画および諸室面積等の要求水準書等に係る水準について、質問することができる。要求水準書等の解釈方法などについての質問のみを対話項目とし、計画や提案に対する評価は行わない。なお、当該質問の内容は入札提出書類の内容を拘束するものではなく、また、その内容は、審査に一切影響するものではない。対話の実施に当たっては、参加者間での公平性・透明性の確保に配慮する。

(1) 受付期間

公告日から令和7年7月29日(火)正午時まで(必着)

(2) 申込方法

対話を希望する入札参加者は、「対話参加申請書」(B-03)に必要な事項を記入の上、電子メールで提出すること(文書形式は Microsoft-Word とする)。また、件名に「【事業者名】対話申込書」と表記すること(事業者名は代表者名に変更すること)。

なお、メールを送信後、速やかに電話等で当該メールの着信確認を行うこと。

提出先は第2 8のとおり。

(3) 対話実施日

令和7年8月上旬

なお、開催日時、実施場所等の詳細については申込者に対して別途案内する。

(4) 対話における議題・質問等

県は、対話の実施に先立ち、対話における議題・質問等を受付ける。また、県および入札参加者の相互の意思疎通を円滑に図るために、必要がある場合は、入札参加者が対話の場で図面、資料等を提示することも可能とする予定である。なお、詳細は、申込者に対して別途案内する。

(ア) 受付期間

公告日から令和7年7月29日(火)午後5時まで(必着)

(イ) 提出方法

対話を希望する入札参加者は、「対話における議題内容等申請書」(B-04)に必要事項を記入の上、電子メールで提出すること(文書形式は Microsoft-Excel とする)。電子メールで提出する際は、件名に「【事業者名】対話議題」と表記すること(事業者名は代表者名に変更すること)。

なお、メールを送信後、速やかに電話等で当該メールの着信確認を行うこと。

提出先は第2 8の通り。

(5) 留意事項

個別対話の内容は、入札参加者の権利、競争上の地位および正当な利益を害することを防ぐため、原則公表しない。ただし、要求水準書等の解釈方法など事業全体に係る対話内容については、事前に、当該対話を行った入札参加者へ公表する旨を通知したうえで、公表する場合がある。

個別対話は、本事業の提案に関する全般的な事項を対象とし、実施希望者ごとに対面による質問応答形式により実施する。

県は、個別対話の実施の有無により、入札参加者間の優劣が生じることがないように、公平性の確保に十分留意する。

個別対話の結果により、発注資料の変更等が生じる場合には、速やかに県ホームページにて公表する。

1 3 入札提出書類(提案書)の提出

入札参加資格の確認を受けた入札参加者は、「入札時の提出書類」(以下「入札提出書類」という。)を次のとおり提出すること。なお、提出日時までに入札提出書類を提出しない場合は、入札に参加できない。また、入札回数は~~1~~2回とする。

(1) 提出日時

令和7年10月2日(木)午後4時まで

持参の場合は午前9時から午後5時(10月2日(木)は午後4時まで(正午から午後1時までを除く))

郵送の場合は、令和7年10月1日(水)午後5時まで(必着)

(2) 提出方法

「提出書類について・技術提案書作成要領」(A-03)に示す書類を提出すること。

持参または郵送によるものとする。(配達の記録が残る方法に限るものとし、提出期間内に必着すること。)提出先は第28のとおり。

(3) 開札日時

令和7年10月3日(金)午後2時

(4) 開札場所

大津合同庁舎 3階 入札室 (大津市松本一丁目2番1号)

(5) 入札書の記入

落札決定にあたっては、入札書(様式 D-04)に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札額とするので、入札者は、消費税に係る課税業者か免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書(様式 D-04)に記入すること。

(6) 入札価格内訳書

ア 入札書(様式 D-04)に記載される入札価格に対応した入札価格内訳書(様式 D-05)、建築工事 直接工事費内訳書(様式 D-06)および設計業務費・工事監理業務費内訳書(様式 D-07)(以下「入札価格内訳書等」という。)を入札書(様式 D-04)と同時に提出すること。

なお、郵便入札にあつては、当該入札価格内訳書等を表封筒と入札書を入れた中封筒の間にに入れて郵送すること。

イ 入札価格内訳書等の確認は落札候補者についてのみ行うこととし、確認の結果、下記に該当した場合入札は無効とする。(財務規則第 199 条第8号関係)

(ア) 入札価格内訳書等の提出がない場合

(イ) 入札書記載金額と入札価格内訳書記載金額が一致していない場合

(ウ) 入札価格内訳書等に計算間違い、記載漏れがある場合

(エ) 入札価格内訳書等に共同企業体の名称、代表構成員の所在地または住所、商号または名称、代表

- 者の職・氏名、~~入札者氏名(代理人が入札の場合)、押印~~等の必要事項の記入がない場合
- (オ) 入札価格内訳書等の金額に加除訂正がある場合
- (カ) 入札価格内訳書等が適当でない場合

(7) 開札方法

開札は、入札参加者を立ち合わせて行う。ただし、入札参加者が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行う。なお、当該開札においては予定価格を超えていないことを確認し、入札価格の公表は行わない。

(8) 技術提案書のプレゼンテーション・ヒアリング

審査委員会は、技術提案書等を提出した者に対し、令和7年10月中旬頃にプレゼンテーション・ヒアリングを行う。プレゼンテーション・ヒアリングの内容、実施時刻および場所については、県より別途案内する。

1.4 落札者の決定

県は、審査委員会の選定結果をもとに落札者を決定する。詳細については、「落札者決定基準」(A-02)を参考とすること。

1.5 結果の通知および公表

落札者の決定結果は、落札者決定後、速やかに入札参加者に文書で通知し、あわせて県ホームページで公表する。

1.6 非落札理由に対する説明

非落札者のうち、落札者の決定結果に不服がある者は、落札決定の公表を行った日の翌日から起算して3日(休日を除く。)以内に、書面により、契約担当者に対して非落札理由についての説明を求めることができる。なお、当該書面は、第2.8の部局に持参により提出することとする。契約担当者は、非落札理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(休日を除く。)以内に、書面により回答する。

1.7 非落札理由に対する苦情の申立

- (1) 上記の回答を受けた者のうち、非落札理由に不服がある者は、回答をした翌日から起算して10日(休日を含む。)以内に、書面で滋賀県特定調達苦情検討委員会に対して苦情申し立てを行うことができる。
- (2) 連絡先

滋賀県会計管理局管理課 TEL 077-528-4311

・提出期間内に入札保証金の納付等がない場合は、入札参加資格がないものとみなす。

(3) 契約保証金

落札価格の10分の1以上を納付すること。ただし、落札価格の10分の1以上に相当する利付国債の提供または保証事業会社もしくは金融機関の保証をもって納付に代えることができる。また、落札価格の10分の1以上に相当する債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結し、または債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証を付した場合は、契約保証金の納付を免除する。

(4) 予定価格超過による再入札の取り扱い

(ア) 開札をした場合において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは再度の入札を行う。

(イ) 再度の入札は、入札を行った者のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に通知する日に入札を行う。

(ウ) 再入札の際には入札価格内訳書等の提出は不要とする。ただし、再入札において落札候補者となった場合には1回目の入札時に提出した入札係内訳書等を確認することとし、~~4(9)~~13(6)イに該当した場合は無効とする。

(エ) 1回目の入札において失格または無効となった者は再入札に参加することはできない。

(5) 契約の締結

(ア) この工事の契約については、滋賀県議会の議決を要するため、議決までの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとする。また、落札者の決定後、この工事の契約が成立するまでの間において、当該落札者が、次に該当することとなった場合は、契約を締結しない。

・第3 2 a からd、f または h に掲げる要件を満たさなくなった場合

・滋賀県建設工事等入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けた場合

(イ) 契約書作成の要否

要

(6) 支払い条件

(ア) 前金払の有無

有

(イ) 中間前金払の有無

有

(ウ) 部分払の有無

有

なお、中間前金払の取り扱いは「滋賀県公共工事中間前金払制度事務取扱要領」による。